

社会福祉法改正に関する質疑(H29.3. 3現在)

島根県健康福祉部地域福祉課作成

留意事項		現時点で、国の通知等を基に作成しており、今後内容が変更される場合があります。	
分類区分		①評議員関係 ②選任・解任委員会関係 ③役員関係、④評議員会関係 ⑤理事会関係 ⑥評議員会・理事会共通関係 ⑦定款例・定款変更関係 ⑧報酬関係 ⑨社会福祉充実計画関係 ⑩その他	
No	区分	質問内容	回答
1	①	評議員について、経過措置3年間は4名の評議員でよいが、4年目から7名の評議員が必要となる。新定款では3年間の経過措置について附則で規定するのか、本則で規定するのか。	定款の本則において、評議員の定数を7名と定め、附則において「第〇条で定める評議員の人数は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、4名以上とする。」とすることが考えられる。(H28.11定款変更Q&A5)
2	①	また、4年目以降の新たな評議員3名と、従来の評議員4名とは任期が異なるがそれで良いか。	それで良い。二つの任期が不都合であれば、経過措置期限が切れる際に4名の評議員は辞任し、評議員選任・解任委員会で7名の評議員を選任することとなる。定款附則で任期を短縮することは法に反するのでできない。
3	①	評議員の選任にあたっては、現行の定款準則「評議員の資格等」の条文では、「各評議員について、その親族その他特殊の関係のある者が〇名を越えて含まれてはならない。」旨の規定があるが、定款例ではその条項がないが如何か。	特殊関係のある者の取り扱いについては、法令等に規定されているので、定款に記載しなくても問題はないので、法人の判断で定款への記載の可否を決定することになる。(法第40条第4項、省令第2条の7) なお、租税特別措置法第40条の特例を受ける場合には留意すること。(H28.11定款変更事務連絡)
4	①	評議員の選任にあたっては、現行の定款準則では「評議員の資格等」で資格要件として、①社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験を有する者、②地域の代表、③利用者の家族の代表等が規定されていたが、定款例では資格要件が規定されていないが如何か。法人独自で、評議員の資格要件を定款に定めてもよいか。	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であれば、具体的な資格要件を法人独自で定めて問題はない。(法第39条) なお、資格要件を定款で定めた場合、当該資格がなくなれば、評議員の資格を失うこととなるので留意すること。
5	①	特養の入所判定要綱(内規)の委員に評議員とあるが、評議員は入所判定委員になれるか。	入所判定委員は、施設等の運営に係る業務の一部について、法人から委託されて当該業務を行うので、法人との間に雇用関係は生じないことになる。従って、入所判定委員は、法人経営に関与する者には該当しないので、評議員が入所判定委員に就任しても問題はない。(H28.8FAQ4)
6	①	運営協議会のメンバーと評議員の兼務は可能か。	運営協議会の委員は、法人の求めに応じて意見を述べるという立場であり、法人の役職員でも、法人の重要な意思決定を直接行う者でもないので、評議員と運営協議会の委員を兼務することは可能である。
6-2	①	苦情処理の第三者委員は評議員となれるか。	法人の業務執行や福祉サービスの提供に直接関係しない者(評議員、監事等)は、認められる。
7	①	法人に土地を貸しているが、評議員になれるか。	賃貸人たる立場は特殊の関係には該当しないので、評議員としての資格を失うことにはならない。ただし、土地の賃借料の算定の仕方によっては、社会福祉法で規定する利益供与に当たることもあるので留意すること。(法第40条第4項、省令第2条第1項第5,6号)

8	①	新評議員に現理事になってもらおうと考えているが、評議員候補者の推薦理事会でその理事は除席が必要か？除席が必要となった場合に議決要件を満たさない場合の対応はどうすれば良いか。	当該決議については、理事との間に特別の利害関係が生じており、該当する理事は、その議決に参加できないと考えるので、決議の際は退席してもらう必要がある。 議決要件を満たさなくなる事態は、現任の理事全員が新たに評議員になることしか考えつかないが、この場合は、評議員候補者を一人ずつ決議すれば良い。もし、欠席者がいて議決できない恐れがある場合には、定款に書面決議の項目を規定しておいて、欠席者から書面決議書を徴して議決を行う事が考えられる。いずれにしても、このような事態とならないよう法人において人選を行う必要がある。
9	①	評議員の選任、解任については評議員選任・解任委員会で行うが、委嘱、解職は誰が行うのか。	選任・解任委員会での結果は、理事会に報告した後に、現任の理事長名で選任された評議員へ通知(委嘱状を交付しても良い。)することになる。
10	①	評議員が辞任届を提出した後、退任日は誰が決定するのか。[退任した後も義務が生じるということは臨時の評議員会が開催された場合など出席義務があるということになるのか？また、このケースにおいて仮に出席したということになり、これが規程に合致していれば報酬を受領することは可能か】【定款例7③・19③】	辞任届は評議員選任・解任委員会で審議し受理することになる。新たな評議員が就任するまでは権利義務は存続するので、議決に当たり支障が生じる場合以外は、評議員会の運営に当たり、特に意識する必要はないと考える。(法第42条第1項)
11	①	理事(定数6～7名)7名、評議員(定数7～8名)8名でスタートし、評議員が1名辞めた場合、理事数を超えなくなるが、欠員として対応が必要か。	評議員の欠員については、理事のように法律に補欠の選任に関して規定されていないので、定款に規定していない限り、辞任により欠員が生じた都度新たに選任し、補充することになる。特に、死亡等により評議員数が理事数を下回ることになると、法令違反状態になり、評議員会が有効に成立しないので、欠員が生じた場合には、速やかに補充を行う必要がある。なお、新たな評議員が就任するまでは、退任した評議員は権利義務を有することになる。(法第40条第3項、第42条、第45条の7)(H28.11定款変更Q&A6)
12	①	評議員の責任としての損害賠償は具体的にどのような案件で発生するのか事例を示していただきたい。	評議員と法人との法的関係は、民法に基づく委任契約となることから、評議員は法人に対して善管注意義務を負い、義務違反があれば債務不履行として損害賠償を求められることがある。評議員で損害賠償が生じるケースとしては、役員選任、決算承認、役員等の報酬の承認、役員損害賠償の一部免除などが考えられる。なお、評議員には業務決定権及び執行権がないので、評議員の法人に対する損害賠償が発生することは少ないと思われる。(法第45条の20第1項、第45条の21第1項)
13	①	例えば次の例は適切か。[評議員就任日H29/4/1任期満了日H33/6/15(定時評議員会開催日)]【定款例7①・19①】	定時評議員会開催日は理事会において決定するため、任期満了日の日付を特定することはできない。(法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条第1項) 従って、任期を4年とした場合の任期満了日の表記は「平成32年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで」となる。
14	②	定款例第6条の(備考)で、「評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。」としているが、その「中立性が確保された方法」とは、具体的にどのような方法があるか。	一定の知見を有する中立的立場の法人(事業体)に、評議員の選任及び解任の審議を委ねることは差し支えない。この場合、評議員を選任する任意の機関の構成員の全てが「中立的な立場にある者」である必要がある。(参考:内閣府公益認定等委員会資料)
15	②	選任・解任委員会運営規程第3条「関連団体」とは何か。	法人の運営において、組織対組織としての関係性を有する団体等をいう。

16	②	評議員選任・解任委員会の任期はいつまでとするか。	委員の任期については法定事項でないので、法人において任意の期間を設定することは可能であるが、その際には、理事や評議員の任期を参考に任期を設定することが適当である。 (H28.11改訂FAQ2) 島根県版規程例では、「選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする」と表記しているが、各法人で任期を定めても問題はない。なお、この規程例の場合には、選定委員…H31年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで、評議員…H32年度会計に関する定時評議員会の終結の時までとする表記となる。
17	②	委員会を招集する権限を有する者は誰なのか。	理事会において招集を決定し、理事長が行うことになる。(H28.11改訂FAQ3)
18	②	外部委員の選任にあたっては、現行の定款準則第5条第4項で規定の「その親族その他特殊の関係がある者が理事のうちに〇名を越えて含まれてはならない。」旨の例は適用されるのか。	外部委員の選任方法については、あくまでも法人の自主的判断において行うべき事項である。しかしながら、外部委員は公平中立的な立場で評議員の選任等を行う必要があるため、当該規定を参考に外部委員の資格要件を定めても問題はないと考える。
19	②	委員の員数の制限はあるか。監事、事務局員、外部委員の3者は各1名でもよいか。また、監事、事務局員、外部委員の3者の員数は同数でなければいけないか。	3名以上となるのが適当である。各委員の員数については、法人の判断で決定して問題はないが、少なくとも外部委員1名以上が確保されることが適当と考えられる。(H28.11改訂FAQ9,11)
20	②	選任・解任委員会委員のうち監事を2名として良いか。	
21	②	評議員選任解任委員会の委員は、現理事・監事でも良いか。	監事は構わないが、理事は、委員として選任することはできない。(H28.11改訂FAQ10)
22	②	評議員の選任・解任は、評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)で行うこととされ、このメンバーに事務局員が含まれているが、この事務局員の資格要件はあるのか。	評議員の選任方法は、法に定款で定めると規定されているので、資格要件についても、法人の判断で定款に定めることになる。その際に法人の職員(介護職員等を含む)に事務局員を兼務させても問題はない。(H28.11改訂FAQ8)
23	②	事務局員が理事を兼務している場合、兼務理事の事務局員は委員会の構成メンバーに含まれるか。	理事は委員会の構成員にはなれない。 (H28.11改訂FAQ10)
24	②	現行定款で顧問を3名委嘱しているが、このうち1名を評議員選任・解任委員会の外部委員として良いか。	規程例では、役員、使用人(職員)は外部委員になれないと規定している。顧問の職務は、一般的には法人経営に関与する機会が多いと考えられるので望ましくない。なお、法人と雇用関係がなく、業務の一部について意見を述べるなど、直接法人の運営に関与しない立場であれば、委員に選任しても問題はないと考える。
25	②	外部委員の資格は規程例を適用すると、元職員や元役員等が不可のため、人選がかなり厳しいが、法人で緩和しても良いか。苦情解決第三者委員は外部委員になれるか。	外部委員については、その立場の中立性が非常に重要であり、中立性を害するような資格要件の緩和は適当ではない。但し、評議員について、離職後1年以上経過した職員でも可との国の回答(H28.6FAQ17)があり、法人と牽制関係を適正に働かせることが可能であれば、元職員を選任するに当たり要件を緩和することは可能である。 第三者委員については、中立性が保てる者であれば委員に選任しても問題はない。
26	②	小規模法人で事務局員がいない場合、別に職員を雇用しなければならないか。	委員会の事務局職員は、法人職員(介護職員等を含む。)に兼務させても構わない。 事務局を置かない場合には、監事と外部委員だけで委員会を構成することになる。

27	②	新定款変更承認理事会で、評議員選任・解任委員会の運営規程を上程して良いか	新定款が所轄庁で承認された場合にその規程は有効となるとの条件を付して当該運営規程を理事会において審議することは可能である。(H28.8FAQ3)
28	②	新定款の効力はH29.4.1に発するとあるが、評議員の選任は事前でなく、H29.4.1に評議員選任・解任委員会を開催し選任しなければならないか。	最初の評議員は、H29.4.1までにあらかじめ改正後の法第39条の規定に定めるところにより選任しておかなければならない。したがって、各法人においては、評議員の選任方法を記載した定款の変更を行った上で、H29.4.1までに当該変更後の定款に基づき評議員を選任しておく必要がある。(H28.11.11事務連絡「社会福祉法人制度改革に向けた留意事項について」第2章(1)イ)
29	③	役員の選任にあたっては、現行の定款準則第5条第4項で「各役員について、その親族その他特殊の関係のある者が、理事のうち〇名を越えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。」旨の規定があるが、今回の定款例ではその条項がないが如何か。	法律、省令に規定された事項であるので、定款例記載事項とされていないが、各法人の判断で任意的記載事項として規定することは差し支えない。 なお、租税特別措置法第40条の特例を受ける場合には留意すること。(H28.11定款変更事務連絡)
30	③	理事の構成に施設の管理者が必須となっているが、その人数制限及び割合に制限はあるのか。	割合に制限はないので、社会福祉事業経営の有識者、地域の福祉精通者、施設管理者(施設を設置している法人に限る)の要件を充たす者それぞれが1名以上、合計3名以上含まれていれば、全員が法人職員であっても問題はない。(H28.8FAQ10)
31	③	理事は法定要件をそろえれば、全て職員としても良いか。国の回答では良いとしているが再度確認したい。	
32	③	理事の資格要件でこれまでは「社会福祉施設を経営する法人にあっては1人以上の施設長等が理事として参加すること」であったが、今回は「当該施設の管理者」となっており、現職に限定する意味か。	施設の管理者と明記されているので、現職に限定すると解される。(法第44条第4項第3号)
33	③	定款例の「施設」とは「社会福祉施設」を規定しているのかご教示下さい。社会福祉施設でない建物も「施設」として考えてもよいか。 例: サービス付き高齢者向け住宅	社会福祉法第62条において「社会福祉施設」を定義として第一種社会福祉事業の施設をいう。ただし、第二種社会福祉事業であっても「保育所」「就労移行支援事業所」「就労継続事業書等」が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所は同様に扱う。(H28.11改訂FAQ39-6)
34	③	事務局職員が理事となっても良いか。	理事が職員を兼務しても問題はない。(法第44条)
35	③	業務執行理事は必置か。	業務執行理事の設置は任意である。(法第45条の16第2項、H28.8FAQ8)
36	③	定款例第17条で、「業務執行理事」が規定されているが、業務執行理事は常勤でないといけないうか、また、職員の兼務はできるのか。	対外的代表権の行使を除き、理事会の決議を経て理事長と同等の立場で業務執行の一部を行う者が業務執行理事となるので、業務執行に支障がなければ非常勤とすることは可能である。(理事長の権限の一部を再委任するのではないので留意すること。)職員が業務執行理事を兼務する場合は、通常業務と業務執行理事としての業務を整理しておく必要がある。
37	③	職員兼理事は、全て業務執行理事とすべきか。【45の16】	法人の目的である具体的な事業活動に関与する理事を業務執行理事と定義するので、単に職員としての業務のみを行う場合は、業務執行理事には該当しない。(H28.11定款変更Q&A7)
38	③	理事長職務代理に関する記載がない。理事長職務代理を定めなくとも良い理由があるか。法人として理事長職務代理を定めても問題ないか。	理事長以外の理事が職務を代理し、理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効となる。(H28.8FAQ11)
39	③	「常務」の定義について、どのように考えればよいか。	業務執行理事のうち、主たる勤務場所を当該法人として、職員と同様に「常勤」で勤務する者か、又は、法人において役職員を区分する際に「常勤」「非常勤」の区分する中で「常勤」と定義されたものとする。

40	③	理事を選任、理事長を選定とあるが、選任と選定の違いは何か。	何の役職にもついていない人を何かの役職に選ぶときは「選任」、ある種類の役職についている人の中から選ぶときは「選定」という言葉を用いる。
41	③	役員任期がH29.3.31までとなっている。定款を変更した時点から、現在の役員就任期間はH28年度の会計に関する定時評議員会の終結の時までに延長されるということか。その場合、委嘱書及び就任承諾書は新たに交付徴収する必要があるか。就任期間は3月31日で変更されない場合は、3月中の理事会で次期役員を選任し、同時に理事長を互選により予選とすれば良いか。	法律の規定により、役員任期が定時評議員会終結の時までに延長又は短縮されるのは、平成29年4月1日に在職している役員に限られる。したがって、平成29年3月31日に任期を迎える場合であっても、平成28年度中に任期満了を迎える役員については、旧定款に基づき年度内に役員の選任手続きを行う必要がある。但し、これにより選任された役員の任期は、平成29年4月1日以降最初に招集される定時評議員会終結の時までとなる。(法附則第14条) なお、理事長の予選については、理事全員に変更がない場合に限られるので留意すること。
42	③	現行定款での理事数は8名。任期満了後の理事数を変更する場合の手続はどうすれば良いか。制度改正に関する定款変更とは別にH29.2.20を施行日とする現定款変更(理事数の変更)の認可が必要か。	今年度中に理事の改選期を迎え、平成29年4月以降を見据えて理事定数を削減するのであれば、現行法の規定に基づき、理事の改選前に定款変更の手続きを行う必要がある。ただし、この場合には新たに選任された理事の任期は平成29年4月以降に招集される最初の定時評議員会までとなるので留意すること。
43	④	定款例第13条(備考)で、「第2項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。」と規定しているが、「これを上回る割合」の具体例をご教示下さい。	例えば割合を4分の3にすることなどが考えられる。
44	④	定時評議員会の開催時期として例えば次のような表現は可能か。「評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、(以下省略)」【定款例11】	定時評議員会開催日は、一定の時期において理事会において決定すると法定されているので、当該記載で問題はない。(法第45条の9第1項) なお、開催月を固定しない場合は、「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも可能である。
45	④	評議員会運営規程第12条にある補助者とは、事務局長あるいは会計担当か。	議題に関する報告、説明について、適切に補助できる者であれば問題はない。
46	④	当初予算、補正予算は評議員会の議決事項に含まなくとも良いか。	法定事項ではないので、法人において評議員会の議決事項とするか否かを判断し、評議員会の議決事項とするならば、定款に記載することになる。なお、租税特別措置法第40条の特例を受ける場合には留意すること。(H28.11定款変更事務連絡)
47	④	事業計画、収支予算の評議員会の承認は任意か。	
48	⑤	競合及び利益相反取引については、金額のいかんを問わず、理事会承認が必要か？また、双方代理となる場合の契約書の双方の代表者名は同一名となっても良いか。 【45の16】	法律には「理事が取引をしようとするとき」と明記されているので、該当する場合は、金額の如何を問わず理事会の事前承認が必要となる。(法第45条の16準用一般法人法第84条第1項) 双方代理は、理事会の事前承認があれば可能とされている。(準用一般法人法第84条第2項、民法第108条但し書きを参照)(H28.11改訂FAQ39-5)
49	⑤	理事会運営規程第21条に理事会の職務が定めてあるが、当法人の定款細則及び細則別表に倣って記載して良いか。	法に規定された事項がもれなく記載されていれば問題はない。(法第45条の13第2項～第5項))
50	⑤	理事会運営規程第3条第2項では毎事業年度2回、第22条では3か月に1回以上となっているが如何か。	運営規程を定款例と整合するように修正する。なお、理事長等の職務執行報告は通常理事会、臨時理事会のどちらでも構わないが、職務執行報告を3か月に1回以上とした場合には、理事会を年4回以上開催する必要がある。(法第45条の16第3項)

51	⑤	定款例第25条第2項で、「理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。」と規定されているが、現行の定款準則第10条では「理事長が欠けたとき又は事故あるとき」等に対応するため、理事長の職務代理や利益相反行為への理事長の職務代理が規定されていたが、今後、理事長が欠けたとき等の理事長の職務代理や利益相反行為の場合の理事長の職務代理の取扱いはどのようになるのか。	職務代理は認められない(H28.8FAQ11)。利益相反時の取扱いについては、理事会における承認及び報告により可能とされている。(H28.11改訂FAQ39-5)
52	⑤	理事会に欠席するが、あらかじめ書面による意思表示をした理事を、現行定款と同様出席者とみなすことは可能か。	法に「過半数が出席し、」と規定しているので、法改正後においては書面評決は認められないと解する。(法第45条の14第4項)
53	⑤	理事会に、突発的事由により監事2名とも欠席した場合はどうか。	監事は理事会の運営を監督する立場にあり、監事不在の理事会は好ましくないが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効に成立していると考えられる。(H28.8FAQ14)(H28.11改訂FAQ44-3)
54	⑤	理事会運営規程第20条では、議事録の写し及び資料の配付が記載されているが、事前に資料は配付済み、再度資料を配付するのか。	事前に配付してあれば構わない。但し、理事会当日に追加された資料があればこれを配付する必要がある。
55	⑤	理事会運営規程では権限が記載されているが、評議員会運営規程には記載がないが如何か。	当該資料は参考として添付したものであり、各法人で必要な部分は修正・追加を行っても構わない。
56	⑤	定款例第24条で、理事会の職務が規定されているが、(2)の「理事の職務の執行の監督」とは、どのようなことか。	理事が業務執行に当たり、法令、定款を遵守し忠実に職務を行っているかを監督することになる。
57	⑤	「理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。」とあるが、業務執行理事(常務理事)が招集するとして良いか。ちなみに9月8日開催の県社協主催資料では、常務理事となっている。【定款例25】	理事長が事故等により欠けた場合における理事会の招集権者を特定の理事とすることは、定款に定めるか又は理事会で事前に決議しておけば可能である。(法第45条の14第1項但し書き)
58	⑤	(臨機の措置)「予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の多数により決議しなければならない。」とあるが、予算をもって定めるもののほかとはどのような議案か。また、過半数と3分の2以上の決議をとる議案の内容の区別は何か。	当初予算で定めているもの以外に新たな予算措置が必要な場合、または、法人が持っている権利を放棄しようとする場合等である。新たな義務負担の中には、金銭の借入なども含む。理事会は普通決議が原則であるが、定款でこれを上回ることもできているので、臨機の措置はこれを適用したものである。(法第45条の14第4項)(H28.11定款変更Q&A12)なお、租税特別措置法第40条の特例を受ける場合には留意すること。(H28.11定款変更事務連絡)
59	⑥	欠番	
60	⑥	評議員会等の運営規程例は、法律及び定款に反しない限り、法人の考えで別の定めをして良いか。	別に定めても問題はない。
61	⑥	評議員会等全員の書面による同意意思表示によるみなし決議規程は、開催に変えて書面評決(全員の同意)による決議を可能にしようとするものか。	みなし決議の規定は、書面決議(持ち回り決議を含む。)を認めるものではなく、全員が同意をすれば、法人としての決議行為をせずに業務を決定し執行できるとの趣旨の規定である。(H28.11改訂FAQ28)
62	⑥	評議員会に議長は必要か。例えば進行役として理事又は事務局員が行ってよいか。また、理事、監事全員の出席が必要か。議事録には出席評議員全員、出席理事全員、出席監事全員の記名押印が必要か。【定款例14】	評議員会(又は理事会)に議長を置くことについては、法人の判断で行うことになるが、議長を置く場合には、選任方法や職務について定款に記載するか又は定款に規則等に委任する規定を設ける必要がある。(H28.8FAQ5)定時評議員会には、理事長及び業務執行理事、監事、その他補助人が出席することになる。議事録の作成については、定款例;島根県修正版第16条備考を参照すること。

63	⑥	H28.6.20の留意事項についてのFAQの間25において、「…、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましい」とされているが評議員でない事務方が記名押印するのも可とすることなのか。一人だけの記名押印でも済むということなのか。【定款例14】	国の定款例第14条に記載されたところにより処理されたい。
64	⑥	理事会議事録への署名は、定款例第27条第2項で「出席した理事及び監事」又は「理事長及び監事」とし、現行の定款準則第9条第8項の「議長及び理事会で選任した理事2名」の規定と異なるが、定款例の取扱いとなった理由は何か。	法第45条の14第6項に監事が署名又は記名押印しなければならないと規定されている。また、法第45条の15第3項にあるように、債権者は、理事、監事の責任を追及する必要があるときは、裁判所の許可を得て議事録等を請求できるとされており、監事が署名することによってその責任を明確にしておく趣旨と考える。
65	⑥	議事録の署名の規定については、現行の定款準則の規定を改正予定の定款に規定してもよいか。	上記理由により適当でない。
66	⑥	議事録署名は、全員の署名が必要か。	評議員会の場合は、議長及び選出した議事録署名人2名でも良いが、理事会の場合は出席した理事長(又は理事全員)及び監事の署名又は記名押印が必要。(定款例第14条、27条)
67	⑥	定款以外の法人が定める就業規則等の各種規程の制定、変更等について、理事会、評議員会のどちらで決議してよいか。	評議員会で決議する事項は、法令及び定款で定めることとされており、就業規則等の各種規程の制定等については、評議員会の決議事項として定款に記載しない限りは、理事会において決議することになる。(法第45条の8第2項)
68	⑥	理事会等においてインターネットを利用したウェブ会議は可能か。離島に有り時間がかかることが多く、新制度においては会議の回数も増えること、役員の人材不足を補いたいと考えている。	遠方に所在する等の理由により現に理事会の開催場所に赴くことができない理事が当該理事会決議に参加するための方策として、テレビ会議等の方法により開催することは可能である。テレビ等の映像設備を用いて、出席者が双方向で意見を自由に交換できるのであれば、当該システムを使って会議自体を開催することは許容されるものとする。議事録作成にあたっては、電子媒体を使って会議内容を網羅的に記録しておく必要がある。テレビ会議システム等を導入する場合は、その取扱いについて、定款細則等に規定しておく必要がある。
69	⑦	定款変更認可の事前協議開始のリミットはいつか。(11月中旬に理事会開催予定)	11月上旬に国から政省令、定款例及び審査基準が示される予定であるので、その後の対応となる。
70	⑦	役員定数の理事を現行の14名(10～14名)とした場合、現行の評議員数30名を基本とした場合、評議員数は11名から30名とする幅の広い数字としても良いか。またこの意味は何か。	各種決議を行う際に支障がなければ、評議員の員数が多くなっても問題はない。幅を持たせてあるのは、欠員等が生じて、理事会、評議員会の開催に支障を来さないようにするためである。
71	⑦	現行の定款準則では「評議員 ○○名」と規定されているが、定款例では「評議員 ○○名以上○○名以内」と規定され、定款の変更の際もこの定款例とするのか。現行の定款準則に基づいた記載の方法ではいけないのか。	法で定める員数以上であれば、員数を固定しても構わない。(法第40条第3項、第43条第3項)
72	⑦	現行の定款準則第5条で、役員の数数は「理事 ○○名」と規定されているが、定款例では「理事 ○○名以上○○名以内」と規定され、定款の変更の際もこの定款例とするのか	

73	⑦	第2項の「この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、」の例で、法人が指定管理を受けている「福祉センター」の場合、その管理者を理事会で選任する場合は、定款例の「設置」を削除して、「この法人の経営する施設の長他の職員(以下「施設長等」という。)は、」としてよいか。	当該表記で問題はない。
74	⑦	「業務執行理事を置くことができる」と法にあり、将来置くことを想定し、定款及び報酬規程に業務執行理事に関して定めておいても良いか。	定款に記載する事項は、実現可能性が高く、法人運営にとって必要不可欠なものに原則として限られるので、将来、行うかどうか不確定な事項を定款に記載することは適切ではない。同様に、業務執行理事についても、あらかじめ定款に規定しておくのではなく、法人としてその設置を必要と判断した時点において、定款に記載することが適当と考える。(法第31条)
75		欠番	
76	⑦	新定款の申請年月日は、11～12月の理事会承認後の日付となるのか。	申請日は、評議員会、理事会で定款変更の議決を行った上で、理事長の決裁を受けて所轄庁に申請書を提出する日となる。
77	⑦	変更前後の条文対比は、現行条文対比で良いか。	条文対比は不要である。定款変更の申請書には、別添現行定款、新定款のとおりと記載し、定款変更理由も、社会福祉法改正によると記載するだけで問題はない。
78	⑦	附則の日付及び記載例は示すのか。	適用日については、附則において「この定款は、平成29年4月1日から施行する。」と定めることが適当である。(H28.11定款変更Q&A15)
79	⑦	全部改正の場合は、旧定款の廃止を附則でうたう必要があるのでは無いか。	全部を改正することになるが、定款の廃止には当たらない。
80	⑦	定款変更と同時に、評議員会等の運営規程の作成も必須か。	定款変更と同時にを行う必要はないが、H29.3月末日までには理事会を開催し定めておく必要がある。
81	⑦	今回の定款例に従い、定款の変更認可申請を行う際、現在の理事、監事の任期、評議員の任期は、法令に基づいて役員は現在の任期にかかわらず、「平成29年4月以降に開催される最初の定時評議員会の終結の時まで」、また、評議員は現在の任期にかかわらず、「平成29年3月31日」とされているが、この2つの規定は、改正予定の定款の附則に規定する必要があるのか。もし、定款附則に規定することが必要であれば、その記載例を示すのか。	当該2つの事項は、法定事項であるので定款への記載は必要ないと考える。(H28.8FAQ16)
82		欠番	
83	⑦	公益財団法人の定款をみると、法人の事務を処理するために「法人本部事務局」の設置に関する規定をさだめているが、今回の定款変更併せて「法人本部事務局」の設置に関する規定を定めてもよいか。	法令には事務局に関する規定はないが、一定規模以上の法人にあつては、事務局を設置していることが多いので、その組織及び運営に関する事項について定款で規定しても問題はない。(参考:内閣府作成H28.4「公益認定のための「定款」について)
84	⑦	現行定款では、監事は監査報告を作成し、理事長及び所轄庁に報告すると規定。今回は、監査報告を作成だけで、報告に関してうたっていない。報告に関する規程は不要か。	平成29年4月以降は、法人が計算書類(計算書類、事業報告、これらの附属明細書)と監査報告を3月以内に所轄庁に届け出ることになる。(法第59条)報告に関して、規定しても良い。
85	⑦	定款変更は一部改正では複雑となるので、全部改正として良いか。	全部改正として構わないが、その場合には従来の附則の記載は残しておく必要がある。
86	⑦	「その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項」にはどのようなものがあるか。【定款例10(9)】	国の定款例<説明>3.評議員会及び理事会における法定決議事項を参照のこと。
87		欠番	

88	⑦	定款例第3条第2項の()内は限定する必要があるか。【定款例3②】	具体的な取組が決定している場合のみ記載する。(H28.11定款変更Q&A17)
89	⑦	定款例第13条第2項で、評議員会の決議のうち、(1)監事の解任(2)定款の変更は多数でもって決議されるとされているが、「理事の解任」が第2項に規定されていないのは何故か。	国の定款例第13条第2項は、特別決議を記載しており、理事の解任は過半数の普通議決となる。(法第45条の9第6、7項)
90	⑧	役員報酬等の規程について、現行の報酬等の規程があるが、新しく支給基準を作り新評議員会の議決を新たに受けなければならないか	報酬等の支給基準は、評議員会の承認を得て公表しなければならないとされている。評議員会を既に設置している法人であっても、現行の規程について、改正後の法律、省令が求める要件の追加・修正を行い、平成29年4月以降に招集される定時評議員会において、その規程について改めて承認を受ける必要がある。(法第45条の35)
91	⑧	評議員報酬及び理事報酬を支給する、しないの判断は、何を判断基準としたら良いか	法人として役員等に報酬を支払うに当たっては、基本的には、以下の2つの事項を念頭に置いて対処することになると考えるが、いずれの考え方に立つかの最終的な判断は、法人の経営状況を踏まえ法人において行うことになる。 ①無報酬では経済的に余裕がある者しか法人運営に参加できないことになり、また、生計が維持できないことにより業務に専念することができなくなるなどの弊害が生じ、無報酬では法人運営に支障を来すとの考えから、職務執行の対価として、その職制に見合った報酬を支払うとする考え方。 ②非営利・公益的な法人である以上、自主的に無償で社会貢献するべきと判断し原則的には無償とする考え方。
92	⑧	施設長に報酬の支給をしても良いか。	保育所や措置費等支弁対象施設のみを営んでいる法人の場合は、施設長に報酬を支払うことは、資金使途として認められていないためできない。それ以外の施設等を営んでいる場合であれば、報酬を施設長に支払うことは可能と考えるが、その場合には、賃金と報酬が二重支給とならないように、職務内容や勤務体制等を明確にしておく必要がある。
93	⑧	定款例第8条で、「評議員に対して、〈例:各年度の総額が〇〇〇〇円を超えない範囲で、……〉支給することができる。」としているが、定款例の「各年度の総額」とはどう意味か。	省令に基づき各年度ごとに算定を行うため、このような表記となっている。(省令第2条の23)
94	⑧	定款例第8条で規定する報酬に関する規定例は、必ずその条文のとおり規定しないといけないか。法人において、予定定款に次のとおりの条文を定めてはいけないか。 「第〇条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。 2 評議員の報酬に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。」	評議員の報酬額を定款で定めることは法定事項なので、当該表記のように定款に記載することはできない。(法第45条の8第4項準用一般法人法第196条)
95	⑧	定款例第8条(備考)で、報酬の額は「民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、……を考慮して、……」と規定されているが、具体的に報酬の額を決定するに当たって考慮すべき「民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与」は、どのようにして把握すればよいか。	国税庁統計資料(民間給与実態統計調査)等を利用することが考えられる。当該規程は社会福祉法人だけでなく、一般法人の定款にも同趣旨で規定がなされている。

96	⑧	役員報酬で、定款例第15条(備考)の〈例〉で規定の常務理事に対して、月額報酬を支給する場合、常務理事の「月の出勤日数」についてはどのように考えればよいか。	常務理事は、一般には常勤職員と同様の勤務形態で勤務する役員として整理されることが多いが、法人の実態及び常務理事の職務遂行に必要な出勤日数を設定されればよい。この場合、職務内容を明確にした上で、出勤日数に応じた報酬支給となっていることが必要である。
97	⑧	規定例として、「週2日出勤する常務理事に対して、月額報酬〇〇,〇〇〇円を支給する。」としてよいか。	常務理事の職務について、規程の中に「常勤理事(常務理事)はこの法人を主たる勤務場所とし、週2日勤務するものとする。」と規定した上で、金額を定める必要がある。
98	⑧	定款例第21条で規定する報酬に関する規定例は、必ずその条文のとおり規定しないといけないか。法人において、予定定款に次のとおり条文を定めてはいけないか。 「第〇条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。 2 役員報酬に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。」	定款例に沿った内容であれば、法人の判断で記載しても問題はない。 役員報酬の総額を定款に定めない場合は、評議員会の決議により定める必要がある。 報酬等の支給基準については評議員会の承認を受けるとともに公表しなければならない。(法第45条の35、第59条の2第1項第2号、省令第2条の42)
99	⑧	理事・監事・評議員が理事会等に出席したときの費用弁償として、日当及び旅費を支給した場合、報酬とみなされるか。	実質的に報酬に該当するもの(車賃などの実費相当額を超えて経済的な利益を得るもの)は、支給基準の対象となる。(H28.11改訂FAQ45)
100	⑧	役員報酬は「評議員会において別に定める総額の範囲内」とした場合、別に定める総額は議案で行うのか、予算で明示し評議員の議決を得れば良いのか。	理事監事の報酬及び評議員、理事監事の報酬基準承認は評議員会の議決事項であるため、予算案に含めて決議するのではなく、単独の議案として決議する必要がある。(法第45条の16第4項、45条の18第3項:準用一般法人法第89,105条)
101	⑧	公表について、理事の個人ごとの報酬を評議員会で定める必要はあるか。総額を決めるだけで良いか。	理事の報酬等については、定款に定めない場合は評議員会の決議により定めることになる。 理事の報酬等の支給基準については、評議員会の承認を受け、インターネットで公表しなければならないが、個々の理事の報酬については決議する必要はないので、報酬総額の範囲内で支給を行い、その額(職員給与含めて)を現況報告書に記載し公表することとなる。
102	⑨	地域貢献活動に関し、「日常生活又は社会生活上支援を要するものとは具体的にどのような人をいうか。	心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要するものが該当する。(H28.6.1社援基発0601第1号2-(2)②)
103	⑨	今回の法改正で求められる地域貢献活動は、従来の活動とは異質なもののか。	国の通知にあるとおり、「地域における公益的取組」の考え方を整理し、具体的な要件等を示したものである。(H28.6.1社援基発0601別添1)
104	⑨	財務規律に関し、今後は法人の中長期的な計画、施設・設備維持更新に係る財務計画立案、理事会の承認にも続き積立を実施しなければならなくなったと認識している。財務計画に関し、どの程度のものが求められるか。	適切な収支見込み及び事業計画を基礎としたものが必要である。
105	⑨	社会福祉充実計画において、控除対象財産に修繕積立資産は含まれるか。(大規模修繕、建て替えのための積立資産)	積立金であることをもって控除対象財産とはならない(H28.8FAQ25)が、一定の修繕費を控除対象とする方向で国において検討がなされている。

106	⑩	今後、法人がしなければならないスケジュールを示していただきたい。	現時点で国が示すスケジュールによれば、以下のスケジュールが考えられる。 ○定款変更関係 H28.11.11…政省令、確定版定款例、審査基準発出 H28.11下旬…定款変更事前協議(各所轄庁へ) H28.12中旬…評議員会、理事会開催し、定款変更の議決を行う。 H28.12下旬…定款変更認可申請 ○評議員選任・解任委員会関係 H28.11下旬…定款案に基づき規程案を作成、委員候補者の選定を進める H28.12中旬…評議員会、理事会で選任解任委員会運営規程案の承認を受け、委員を決定する(定款変更認可を条件として) H29.1～2月…定款変更認可後、選任・解任委員会委員へ委嘱 H29.2～3月…評議員候補者及び委員会招集について評議員会、理事会で議決(定款変更の評議員会、理事会と同時でも良い) H29.2～3月…選任・解任委員会を開催し評議員を選任。結果を理事会へ報告。理事長は、新評議員へ選任通知(委嘱状を交付しても良い)、就任承諾書を徴取する。 H29.4.1…新評議員任期開始
107	⑩	当社協では定款細則を設けているが、今回の理事会、評議員会運営規程を別に設けるのではなく、定款細則を改正してその中に規定しても良いか。	定款細則に規定しても問題はない。
108	⑩	運営協議会は置くべきか。	任意設置である。
109	⑩	評議員会、理事会運営規程を上程して良いか。	法改正による評議員会及び理事会運営規程は、平成29年3月の理事会等で承認を得れば良い。
110	⑩	既に定款細則で評議員の運営及び理事会の運営について規定しているが、今回資料のように規程を別に設けること無く、定款細則に入れ込んでも良いか。	良い。
111	⑩	内部管理体制が必要な法人はどの程度の規模となるか。	会計監査人設置法人と同様の規模である。平成29年度、30年度は収益30億、負債60億円の規模の法人(法第45条の13第4項第5号及び第5項、政令案第13条の3、省令案第2条の6)